

高山村教育情報セキュリティ基本方針

(目的)

第1条 本方針は、高山村教育委員会(以下「当委員会」という。)が管理する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、サイバーセキュリティを確保することを目的とする。

(対象とする組織の範囲)

第2条 本方針の対象となる組織は、教育委員会事務局、高山村立小中学校、たかやまこども園及び高山村学校給食センター(以下「教育機関等」という。)とする。

(対象とする者の範囲)

第3条 本方針は、教育機関等において情報資産を取り扱う全ての職員(再任用職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。)並びに外部委託事業者に適用する。

(管理体制)

第4条 当委員会に最高情報セキュリティ責任者を置き、教育長をもって充てる。

2 教育機関等の各施設に施設情報セキュリティ責任者を置き、各施設の長をもって充てる。

3 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策の実施状況を統括し、適切な管理体制の整備に努めなければならない。

(情報資産の分類及び管理)

第5条 当委員会は、情報資産の重要度に応じた分類を行い、アクセス権限の制限、多要素認証の導入、物理的領域への立入制限等の適切な管理措置を講ずるものとする。

(物理的及び技術的対策)

第6条 教育機関等の情報システム及びネットワークへの不正アクセス、外部への情報漏えい等を防止するため、必要な物理的及び技術的対策を講ずるものとする。

(教育及び研修の実施)

第 7 条 最高情報セキュリティ責任者は、情報資産を取り扱う者に対し、情報セキュリティに関する意識の啓発及び技術の向上を図るため、必要な教育及び研修を計画的に実施しなければならない。

(緊急時の対応体制)

第 8 条 情報漏えい、ウイルス感染等の情報セキュリティ事案が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに報告及び連絡を行う体制を構築し、被害の最小化及び迅速な復旧に努めるものとする。

(監査及び継続的改善)

第 9 条 当委員会は、情報セキュリティ対策の実施状況について定期的に点検及び監査を行い、その結果に基づき本方針及び関連規程の継続的な見直し及び改善を図るものとする。

(委任)

第 10 条 本方針の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この方針は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。